

よくあるご質問

2024年6月14日現在
記載の内容は予告なく改定されることが
ありますのでご了承ください

各種変更届に関すること

Q1. 転居をしたのですがどのような手続きが必要ですか？

A1. 以下の書類をコロナ特例償還・免除事務担当まで送付してください。
・氏名等変更届（今ご覧のホームページからダウンロードできます。）
・現在の住所がわかる住民票

Q2. 改姓をしたのですがどのような手続きが必要ですか？

A2. 以下の書類をコロナ特例償還・免除事務担当まで送付してください。
・氏名等変更届（今ご覧のホームページからダウンロードできます。）
・住民票 または 戸籍抄本
※登録のあるお名前から現在のお名前までの履歴が分かるものをご用意ください。

Q3. 借りた本人が亡くなっている場合、どのような手続きが必要ですか？

A3. 償還免除の要件に該当しますので、以下の書類をコロナ特例償還・免除事務担当まで送付してください。本貸付の償還は相続人まで及ぶものではありません。
・償還・免除案内に同封の「氏名等変更届」
（今ご覧のホームページからもダウンロードできます。）
・借受人の死亡届及び死亡したことが確認できる書類（例：死亡診断書の写し・住民票の除票）
※ただし、亡くなった後に送金された貸付金については償還免除にはなりません。

問い合わせ先

〒338-0001 埼玉県さいたま市中央区上落合2-11-27

埼玉県社会福祉協議会 コロナ特例償還・免除事務担当

【電話番号】050-2018-1839 【受付時間】平日 9:00～17:00

<https://www.fukushisaitama.or.jp/site/>